

令和5年度 信州の伝統野菜フェアの集客企画業務委託仕様書(案)

1 目的

本業務は、県内一円の伝統野菜を用いたメニューの飲食店での提供、伝統野菜を用いた加工品を販売店で販売する「信州の伝統野菜フェア」の開催にあたり、長野県の伝統野菜の認知度アップと消費拡大を図るため、県内外の幅広い世代が参加できるスタンプラリーを実施することを目的とします。

(「信州の伝統野菜フェア」とは、スタンプラリーと地域振興局で行う地域推進活動で構成します。)

2 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

3 委託期間

委託契約の締結日から令和6年2月16日(金)までとする。

4 業務等の報告

- (1) 実施計画報告書等

受託者は、実施日程表及び事業計画について、契約の日から10日以内に委託者に提出するものとする。

なお、実施日程表については、実施日の月日でなく、概ねの時期の記載でも可とする。

- (2) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求があった場合には、すみやかに進捗状況を報告するものとする。

- (3) 完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた委託業務完了報告書及び成果品を委託業務完了後30日以内に委託者に提出しなければならない。

5 受託業務の内容

- (1) 基本的な考え方

ア 「信州の伝統野菜」の情報発信、利活用の促進を念頭においた業務を行うこと。

イ 農産物マーケティング室との連携・連絡を密にとり、フェアへ出かけたと思わせる内容・レイアウト・デザインのスタンプラリー企画を作成すること。

ウ スタンプラリーは県内一円で各地域の伝統野菜を用いたメニューの飲食店での提供、伝統野菜を用いた加工品を販売店で販売を行い、店舗でスタンプを獲得する仕様とすること。

エ スタンプを3～5つ集めることで、プレゼントに応募できる仕様とし、応募はチラシ裏面を活用して郵送できるようにすること。

オ スタンプラリー期間は令和5年7月15日(土)～12月24日(日)を基本とするが、各地域の野菜の収穫時期等により変更になる場合は、それに対応すること。

カ スタンプラリーは1地域につき3～8店舗が参加して行い、実施店舗と対象メニュー・商品の情報、プレゼント商品候補は県が示す。

キ 実施店舗及び対象メニュー情報は別途作成するwebページにより行うこととし、チラシ・ポスターには記載せず、スタンプラリー参加者は、チラシ・ポスターに掲載されたQRコ

ードから専用 web ページにアクセスして店舗情報等を確認することとする。

ク チラシ・ポスターのデザインは web ページにも使用するため、デザインデータを提供すること。

ケ 「信州の伝統野菜フェア」として地域振興局において、選定した伝統野菜に関する学習会や料理教室を行う「地域推進活動」を併せて行う予定であること。

(2) 事業内容及び方法

ア 集客企画関連

①内容

- ・スタンプラリーの台紙（プレゼント応募用紙）兼チラシ（以下、チラシと言う。）の作成
- ・スタンプラリーのチラシデザインに合わせて PR ポスターの作成
- ・紙製カタログスタンド（A4 三つ折りが入るサイズ）の作成
- ・スイング POP の作成（レジ前に設置を想定）
- ・オンラインもしくは新聞等の広告媒体による広告の実施
- ・その他フェアの注目、魅力を高める独自の企画提案

②時期

- ・チラシ、ポスター、紙製カタログスタンド、スイングPOPは完成後、フェア開始 15 日前までに各地域振興局・農産物マーケティング室に納品する

③仕様

- ・チラシは A4 サイズ両面カラー三つ折り、紙媒体で 13,500 部（1,300 部/地域×10 地域+マーケティング室 500 部）印刷

※チラシには次の事項を記載すること

- ・スタンプ 3～5 か所でプレゼントに応募できる押印欄を設け、個数に応じて応募可能な景品が異なる仕様
- ・プレゼント応募に際しチラシを活用して郵送できる体裁
- ・応募者アンケート
- ・ポスターは A1 サイズ片面カラーで紙媒体で 105 部（10 部/地域×10 地域+5 部マーケティング室）印刷
- ・ポスターは A2 サイズ片面カラーで紙媒体で 105 部（10 部/地域×10 地域+5 部マーケティング室）印刷
- ・カタログスタンド（A4 三つ折りが入るサイズ）は、カラーで紙媒体で 105 個（10 個/地域×10 地域+5 個マーケティング室）作成
- ・スイング POP は、カラーで紙媒体で 105 個（10 個/地域×10 地域+5 個マーケティング室）作成
- ・チラシ、ポスターには「信州の伝統野菜フェア」web サイトにリンクされた QR コードを掲載

イ プレゼント発送関連

①内容

- ・プレゼントの選定、手配、発送
- ・応募者のアンケート等集計

②時期

- ・スタンプラリー終了から 40 日以内に発送する

③仕様

- ・プレゼント選定は、農産物マーケティング室と打ち合わせを行い、令和 5 年 10 月末をめ

どに選定する

- ・応募期間はスタンプラリー開始日から終了日 10 日後（消印）までとする
- ・プレゼント発送は、スタンプラリー終了後 40 日以内（発送日）に行う
- ・プレゼントの内容は、信州の伝統野菜を含めた県産農産物や加工品とする
- ・プレゼント代金は 159,500 円（税込）（3,300 円×30 名、5,500 円相当×5 名、11,000 円相当×3 名）を目安とする
- ・発送代金は 39,140 円（税込）（ゆうパック 80 サイズ通常宅配 1,030 円×38 名）を目安とする
- ・上記プレゼント代金、発送代金 38 名分を目安に委託費に含める
- ・応募用紙にマーケティング室と協議し策定したアンケートを含める（選択 4 問+自由記述 1 問程度）
- ・アンケート結果等応募者のデータはエクセルで集計し、応募者情報を分類し、前月の状況を毎月 10 日までに農産物マーケティング室に報告する
- ・プレゼントの発送時には委託業者を問い合わせ窓口とするが、スタンプラリー期間中の問い合わせは農産物マーケティング室で対応する

④その他

- ・プレゼント発送の際には、信州の伝統野菜フェアの当選者であることがわかる書類などを作成（38 部）し同封する

(3) 素材について

- ア チラシ、ポスター、広告素材の作成に関し、長野県が所有する範囲内で伝統野菜の写真の提供を行う。
- イ アの素材に加え、受託者があらかじめ所有する素材又は事業の受託費用の範囲内で撮影した素材も活用できるものとする。
- ウ 長野県から提供を行った素材を除き、著作権や肖像権等に関する手続きは受託者が行うこと。

6 成果品

契約書第 7 条の本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) チラシ、ポスター、スタンプのデータが保存された電子媒体（イラストレーター形式及び PDF 形式のデータを CD-R 等に保存したものとする。）なお、データは県の帰属とする。
- (2) 応募者アンケートによる利用者データ及び応募者アンケート集計データが保存された電子媒体（エクセルのデータを CD-R 等に保存したものとする。）なお、データは県の帰属とする。
- (3) 成果品には、別に定める委託業務完了報告書に付して提出するものとする。
- (4) その他、成果品として必要と認められるもの。

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の終了後、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 成果品について委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い再検査の合格をもって完了とする。
- (3) 完了検査終了後、成果品の受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ長野県農政部農産物マーケティング室と協議の上、承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、長野県農政部農産物マーケティング室の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、長野県農政部農産物マーケティング室と協議しなければならない。
- (5) 成果品の著作権等の取扱い

ア 本事業における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、受託者は権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとする。

イ 本業務の実施による成果品は、画像・映像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。